

## I. 退職共済事業に関する事項について

---

### 5. 休業期間中(育児休業・介護休暇等)の取り扱いについて

育児休業、介護休暇等の場合で、毎月の給与が支給されていない場合であっても、当該年度の掛金は、毎月納入いただきます。